

旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 食肉衛生検査所

【報告事項】

食肉検査業務について

【説明要旨】

平成30年度の実績について報告いたします。

1 食肉検査頭数及び措置状況

と畜場法に基づき、食肉検査を実施し、全身性の疾病又は異常を認めた場合は、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部を廃棄します。

当該病変が肉、臓器の一部に限定されている場合は当該病変部位を廃棄します。

(1) 検査頭数、全部廃棄頭数、一部廃棄頭数

(頭数)

畜種	牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
検査頭数	19,274	4	69,163	1,257	2	89,700
全部廃棄頭数	423	0	575	3	1	1,002
一部廃棄頭数	12,252	4	28,017	225	0	40,498

(2) 全部廃棄頭数（疾病別頭数）

(頭数)

畜種	牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
敗血症	62	0	35	0	0	97
膿毒症	35	0	216	0	0	251
高度の水腫	265	0	294	3	1	563
高度の黄疸	4	0	9	0	0	13
豚丹毒	0	0	7	0	0	7
牛白血病	52	0	0	0	0	52
上記以外	5	0	14	0	0	19
合計	423	0	575	3	1	1,002

2 食肉検査データの還元・提供

生産者の求めに応じて、検査結果に基づく疾病の発生状況を整理、分析して還元・提供します。

(1) 対象戸数

- ア 牛 3戸
イ 豚 14戸

(2) 還元頻度

- ア 毎週 1戸（牛）
イ 1月毎 7戸（牛1戸、豚6戸）
ウ 3月毎 9戸（牛1戸、豚8戸）